

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

平塚市高齢者よろず相談センターおおすみ

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための基本的考え方

高齢者の特性を踏まえた感染症の予防及びまん延防止に資することを目的に本指針を策定し、すべての職員は、本指針に従い必要な措置を講ずるための体制を整備し高齢者やその家族、職員の安全を確保することに努めるものとする。

2. 感染症の予防及びまん延の防止のための検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

平塚市高齢者よろず相談センターおおすみ（以下「センター」という。）は、感染症の予防及びまん延防止に努めるため、感染症対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会の構成委員

- ① 委員長は、センター管理者が務める。
- ② 担当者は、センターの保健師又は看護師が務める。
- ③ 委員は、センターの他の職員で構成する。

(2) 委員会の開催

- ① 委員長の招集により、概ね6か月に1回以上開催する。
なお、感染症が流行している時期は必要に応じて開催する。
- ② 感染状況等に応じて、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(3) 委員会の検討事項

- ① 委員会その他事業所内の組織に関すること。
- ② 本指針の整備に関すること。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための職員研修の内容に関すること。
- ④ 平時の対策に関すること。
- ⑤ 発生時の対応に関すること。
- ⑥ その他必要な事項

3. 平時の対策

「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」、法人内の方針「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」等に沿って、主に次の事項を実施する。

- (1) 施設内の衛生管理
- (2) 基本的な感染症対策（手洗い・うがいの徹底、必要に応じた手指消毒・マスク着用等）
- (3) 職員、センター来所者に対する感染症対策や衛生管理に関する周知、啓発等

4. 発生時の対応

「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」、法人内の方針「感染症及び食中

毒の予防及びまん延の防止のための指針」、業務継続計画（BCP）新型コロナウイルス感染症編等に沿って、個人情報の取り扱いに留意したうえ、主に次の事項を実施する。

- （１）発生状況の把握
- （２）市及び関係機関（保健所等）への報告
- （３）まん延防止のための措置
- （４）関係者への連絡等

5. 利用者等に対する指針の閲覧

本指針は、センター事務所内に設置し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページにも公開する。

附則

本指針は令和6年4月1日より施行する。